



平成 29 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社エッチ・ケー・エス  
代表者名 代表取締役社長 水口 大輔  
( J A S D A Q ・ コード 7219 )  
問 合 せ 先  
役職・氏名 取締役財務部長 高根澤 進  
電 話 0 5 4 4 - 2 9 - 1 1 1 1

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 13 日開催の取締役会において、平成 29 年 11 月 29 日開催予定の当社第 44 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）において、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所（JASDAQ）に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、当社株式を、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的に、株式の併合を実施いたします。

##### (2) 株式併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の方法・割合

平成 30 年 3 月 1 日をもって、平成 30 年 2 月 28 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

###### ③併合により減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 8 月 31 日現在）	4,000,000 株
株式併合により減少する株式数	3,200,000 株
株式併合後の発行済株式総数	800,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

#### ④株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産額は変動致しませんので、1株あたり純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (4) 併合により減少する株主数

平成29年8月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	338名 (100.00%)	4,000,000株 (100.00%)
5株未満所有株主	66名 (19.53%)	71株 (0.00%)
5株以上所有株主	272名 (80.47%)	3,999,929株 (100.00%)

(注) 現在5株未満の株式のみご所有の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日までは、単元未満株式の買取の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

#### (5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を、1,000株から100株に変更いたします。

### (3) 変更日

平成30年3月1日

### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の目的

上記「1. 株式併合 (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条 (発行可能株式総数) を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条 (単元株式数) を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年3月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,562,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,912,400株</u> とする。

現行定款	変更案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新 設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>本定款第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成30年3月1日とする。なお、本附則は、平成30年3月1日をもって削除する。</u>

### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 4. 日程

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 取締役会決議日        | 平成29年 10月 13日      |
| (2) 定時株主総会決議日      | 平成29年 11月 29日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日     | 平成30年 3月 1日 (予定)   |
| (4) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成30年 3月 1日 (予定)   |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日  | 平成30年 3月 1日 (予定)   |

(注) 上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成30年3月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成30年2月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

以 上

## (ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、5株を1株に併合することを予定しております。

### Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2 単元株式数の変更とは、株主の議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

### Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所（JASDAQ）に上場する会社として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式を、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式の併合（5株を1株に併合）を行うものです。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはございません。したがって、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、株式併合後において、株主様のご所有の株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

### Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金の額に影響はありますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株あたりの配当金を設定させて頂く予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由として、お受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます）につきましては、当該株式に係る配当はございません。

### Q 6 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018年2月28日における株主名簿上の株式数に5分の1を乗じた株式数（端数株式がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	5,500株	5個	1,100株	11個	なし
例②	2,200株	2個	440株	4個	なし
例③	1,048株	1個	209株	2個	0.6株

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	362株	0個	72株	0個	0.4株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）には、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式相当分の処分代金）に関するご案内については、2018年5月中旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

また、株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（上記の例⑥）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 株式併合後でも、単元未満株式の買取はしてもらえますか。

A 7 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8 特に必要な手続きはございません。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9 次のとおり予定しております。

2017年 11月 29日 定時株主総会開催日  
2018年 2月 23日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日  
2018年 2月 26日 当社株式の売買単位が100株に変更  
株式併合の効果が株価に反映  
2017年 3月 1日 株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日

**【お問い合わせ先】**

当社株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
電話：0120-232-711（フリーダイヤル）  
受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）

以上